

平成28年5月教育委員会定例会議事日程

新潟市教育委員会

日 時	平成28年5月30日（月） 午後3時30分 開会
場 所	新潟市役所白山浦庁舎6号棟2階 教育会議室1
日 程	<p>第1 会議録署名委員の指名</p> <p>第2 付議事件</p> <p>議案第8号 平成28年6月議会定例会の議案について…………… 1</p> <p>第3 報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟市地域と学校パートナーシップ事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>27年度の総括と28年度の取組…………… 1</li> </ul> </li> <li>・（仮称）国際青少年センター・（仮称）芸術創造ファクトリー             <ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画について…………… 5</li> </ul> </li> <li>・平成29年度使用教科用図書に関する資料の作成について（諮問）             <ul style="list-style-type: none"> <li>…………… 7</li> </ul> </li> <li>・新潟市教科用図書審議委員の委嘱について…………… 8</li> <li>・いじめに関する事案について…………… 11</li> </ul> <p>第4 次回日程</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>6月定例会 平成28年 6月29日（水）午後3時30分</li> <li>7月定例会 平成28年 7月29日（金）午後3時30分</li> <li>8月定例会 平成28年 8月29日（月）午後3時30分</li> </ul> <p>第5 閉会</p>

平成28年5月

教育委員会定例会議案等

新潟市教育委員会

# 付議事件

議案第 8 号

平成 28 年 6 月議会定例会の議案について

平成 28 年 6 月議会定例会の議案について市長より意見を求められたため、その意見について議決を求める。

平成 28 年 5 月 30 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

(1) 平成 28 年度一般会計補正予算について

【学校支援課】

損害賠償金

歳出の部

事務局諸経費..... 5, 988 千円

歳入の部

諸収入（教育費雑入）..... 5, 988 千円

[事業概要]

平成 22 年 10 月 20 日午前 9 時 20 分頃、新潟市立小学校において発生した事故にかかる損害賠償金について、歳入歳出予算を補正するもの。なお、賠償金として被害者に支払った後、新潟市が加入する全国市長会学校災害賠償補償保険より、保険金として歳入が補填される。

[事業費]

歳出：事務局事務費

補正前.....	1, 946 千円 (ア)
補正額.....	5, 988 千円 (イ)
補正後 (ア) + (イ) .....	7, 934 千円

歳入：教育費雑入

補正前.....	4, 383 千円 (ウ)
補正額.....	5, 988 千円 (エ)
補正後 (ウ) + (エ) .....	10, 371 千円

## (2) 和解及び損害賠償の額の決定について

### 1 事件の概要

#### (1) 相手方 新潟市立小学校の児童 (女性)

平成22年10月20日午前9時20分頃、新潟市立小学校の英語活動の時間中、外国語指導助手 (ALT) が、児童を抱きかかえたまま転倒し、児童は肩を打ち、左鎖骨骨折及び※環軸椎回旋位固定のけがを負った傷害事故

※「環軸椎回旋位固定」とは、首が回らなくなって、顔が斜めに向いてしまうような状態

#### (2) 事故の原因

学級は、外国語活動として買い物ごっこをしており、児童たちは学習室内を移動していた。ALTは相手方児童の両脇を抱えて持ち上げたところ、コンピュータのコードにつまづき転倒した。児童は、右肩から床に落ちて右肩を打った。

### 2 和解に至るまでの経緯

(1) 児童は2回入院し、その後も通院しながら治療を続けた。

(2) 平成25年8月6日、症状固定の診断を受けた。

(3) 児童は症状固定後も通院をしていたが、後遺障害の診断が無いことを確認し、平成28年2月末に損害賠償額の額を算定する。

(4) 平成28年5月初旬、児童の親権者および治療費7割を負担した保険者に、損害賠償額の合意を得る。

### 3 対応

(1) 本件は外国語活動の時間中の、学校管理下での傷害事故であり、本事故における損害賠償額として、新潟市は児童の親権者に対し、金3,540,246円の支払義務があることを認める。

(2) 新潟市は、保険者が負担した治療費7割分について、事故当日から症状固定日までの、金2,447,526円の支払義務があることを認める。

### 4 再発防止にむけての取り組み

教職員に対して、学校現場での事故防止に向けて、安全な教育活動ができるために、環境整備に努めるよう、徹底した。なお、ALTについては、毎年4月に実施している全体研修会および毎月実施している研修会において、事故防止に対して指導を行っている。

議案第 号

### 和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり和解し、損害賠償の額を決定するものとする。

平成28年6月 日提出

新潟市長 篠田 昭

#### 1 事件

平成22年10月20日午前9時20分頃、新潟市立小学校において発生した事故

#### 2 当事者

甲 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市

代表者 新潟市長 篠田 昭

乙 新潟市在住の女性 他1名

#### 3 和解の条件及び損害賠償の額

(1) 甲は、乙に対し、上記事故の損害賠償金として金5,987,772円の支払義務があることを認める。

(2) 甲及び乙は、上記事故に関し前号に定めるもののほかは、甲と乙の間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

# 報 告

## 新潟市地域と学校パートナーシップ事業 27年度の総括と28年度の取組

地域教育推進課

### I 事業の目的

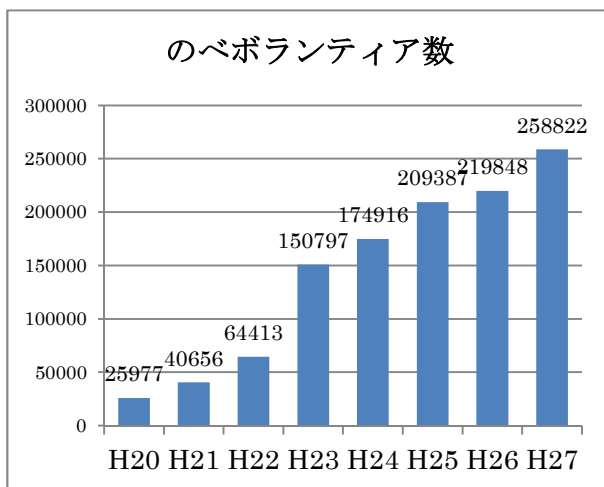
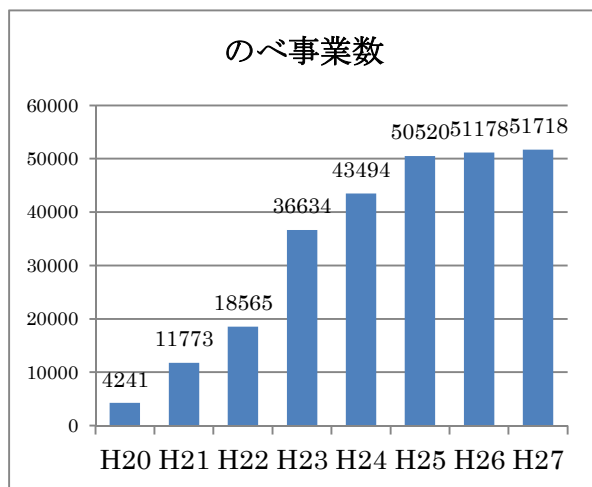
本事業は、学校がさらなる学校教育活動の充実を図るとともに、豊かなコミュニティづくりのため、地域に開かれ、地域とともに歩むことができるように、学校と社会教育施設、地域との様々な活動を結ぶネットワークづくりや協働事業を実施し、学・社・民の融合による教育を進めることを目的とする。

### II 教育ビジョン等での位置づけ

○新潟市教育ビジョン第3期実施計画（平成27年3月策定）  
 【基本的な考え方】 学・社・民の融合による人づくり，地域づくり学校づくり  
 NEXT 5 ○学・社・民の融合による教育を推進します。  
 地域と共に歩む学校づくりの推進（施策9-1）  
 ○新潟市地域と学校パートナーシップ事業実施要綱（平成19年4月1日施行）

### III 27年度の総括

#### 1 事業数、ボランティア数の実績



#### 2 地域貢献、各種団体との連携の実績

##### (1) 地域貢献活動

種別	①地域清掃 環境整備	②地域防災	③高齢者・障がい者 への支援	④地域イベント への協力	⑤その他
実施校数	126校	89校	99校	139校	41校
児童生徒数	20,962人	15,162人	5,618人	13,312人	2,988人

##### (2) 学びの拠点づくり

種別	①講演会	②講習会・教室	③ボランティア活動 での学び	④その他
実施校数	60校	104校	81校	54校
参加者数	7,036人	5,827人	5,219人	5,369人



### (3) 各種団体との連携

種別	①公民館	②図書館	③大学・専門学校	④NPO	⑤企業
実施	118校	60校	88校	77校	103校
割合	70%	36%	52%	46%	61%
種別	⑥農協	⑦自治会・町内会	⑧コミュニティ協議会	⑨スポーツ振興会	⑩その他
実施	102校	115校	152校	67校	122校
割合	60%	68%	90%	40%	72%

### 3 地域と学校ウェルカム参観日

- ・実施を希望する学校の中から、各区小・中・中等教育、特別支援学校から1校以上。
- ・全市16校を上限として実施校を指定。

### 4 優れた「地域による学校支援活動」推進にかかる文部科学大臣表彰

- ・表彰対象校・・・新潟市立山潟小学校，新潟市立亀田西小学校

### 5 市民への周知・広報活動

- ・テレビ番組1回，市報にいがた掲載4回，区だより掲載38回

### 6 成果と課題

#### (1) 成果

- ① 子どもにとって
  - ・事業が学力の向上，社会性の育成，自己肯定感の伸長に寄与している。
  - ・学習や体験活動，地域貢献活動等で，子どもがたくさんの大人とかかわり，認められる場，ほめられる機会が増え，健やかな成長を支えている。
- ② 地域にとって
  - ・小学校では，あいさつ運動や交通安全運動など，中学校では，防災訓練や福祉活動等，地域と学校が一体になったり，地域に貢献したりする取組が増えている。
  - ・ボランティア活動を通して，「元気をもらう」「生きがいのなる」「住民同士の結びつきが強まる」効果が見られる。
- ③ 学校にとって
  - ・地域教育コーディネーターのコーディネートにより，地域の自然や文化など地域のよさや特色を学ぶ教育活動が行われている。
  - ・地域貢献活動や各種団体との連携が進み，「地域を支える学校」との意識が芽生え始めている。
- ④ 社会教育施設等にとって
  - ・公民館や図書館等，社会教育施設等との交流や連携が年々充実してきている。

#### (2) 課題

- ① 「学・社・民の融合による教育」の意義を再確認して事業の推進が図られるよう，教職員や社会教育関係者，地域団体等が協働できる環境をいっそう進める必要がある。
- ② 公民館をはじめとする社会教育施設とさらに連携を進め，協働できる機会の提供が必要である。
- ③ 教職員の事業に対する理解，保護者・地域住民の事業に対する理解をいっそう促し，地域との連携を充実させていく必要がある。
- ④ 新任コーディネーターを含め，地域教育コーディネーターのスキルアップを図るため，情報交換の機会を保障したり研修内容を工夫したりする必要がある。
- ⑤ 広報活動をより工夫するなど，取組の様子を広く市民に事業の様子を紹介し，さらに理解を深め，事業への協力を促す必要がある。

## IV 28年度の事業（下線部は28年度からの取組）

### 1 事業の概要

#### 「拡大から持続へ」

平成19年度に8校からスタートした本事業は、25年度から全学校で実施するなど「学・社・民の融合による教育」の中核事業として拡大してきた。その結果、のべ5万件の事業、のべ25万人のボランティア参加（27年度実績、いずれも概算）を数えるなど、新潟市の特色ある教育施策として定着するとともに、広く内外の教育関係者から注目を集める事業へと成長してきた。

しかし、事業を取り巻く環境の変化にともない、地域教育コーディネーターの負担、地域と協働した特色ある教育活動への支援の在り方、市民への啓発活動の充実、緊縮財政への対応など、様々な課題が浮き彫りとなっている。

今後、学校がよりいっそう地域に開かれ、地域と共に歩む教育を進めることができるよう事業スタイルを「拡大」から「持続」へと変えていく必要がある。

事業スタイルを変えるとはいても、事業創設時の理念や基本方針が変わるわけではない。「学校が元気に、地域が元気に、そして子どもが元気に」の姿を目指し、学校教育ビジョンのもと、地域教育コーディネーターのコーディネーションによって、学校教育活動の充実と地域連携を進めていく。

#### (1) 事業推進に向けた方策

- ① 地域教育コーディネーターの勤務環境の改善
  - ・ コーディネーター複数制の推奨                      ・ 勤務実態調査の実施
- ② 持続可能な事業のための研修の充実
  - ・ 新任コーディネーター研修の新設                      ・ アドバイスコーディネーターの配置
- ③ 特色ある教育活動と市民への周知の推進
  - ・ 地域と学校ウェルカム参観日の拡充
- ④ 執行しやすい予算配当
  - ・ 配当予算総枠制への移行                      ・ 学級数に応じた傾斜配当

#### (2) 地域教育コーディネーターの勤務

- ① 身分    新潟市非常勤職員（1年間の委嘱）
- ② 待遇
  - ・ 報酬 … 1時間1,200円
  - ・ 保険 … 健康保険・厚生年金保険・雇用保険適用なし、公務災害の対象
  - ・ 交通費 … 通勤手当なし、市内出張旅費の費用弁償あり（車の場合@22円/km）
- ③ 1校当たりの年間勤務時間
  - ・ 小学校 9学級以下…600時間, 10～19学級…630時間, 20学級以上…660時間
  - ・ 中学校 9学級以下…500時間, 10～19学級…530時間, 20学級以上…560時間
  - ・ 中等教育学校…560時間                      ・ 特別支援学校…630時間

※ コーディネーターを複数配置する学校に、年間25時間を追加配当する。

※ 各校、週16時間の勤務を原則として実施しているが、校長の判断により勤務内容に応じた勤務時間の柔軟な対応は可能である。

(3) 事業費等（1校当たり）

- ① 配当額（需用費，食糧費，郵便料相当の総額）
- ・ 小学校 9学級以下…50,400円, 10～19学級…60,000円, 20学級以上…75,600円
  - ・ 中学校 9学級以下…50,400円, 10～19学級…60,000円, 20学級以上…75,600円
  - ・ 中等教育学校…75,600円 特別支援学校…60,000円
- ② 電話料 コーディネーター専用の携帯電話（学校に1台）
- ③ 賃借料 パソコン，プリンター，デジタルカメラ

(4) 本事業にかかる研修

① 第1回地域と学校パートナーシップ事業研修

対象区	対象者	日時	会場
北 区 東 区 江南区	学校担当者  地域教育コーディネーター	平成28年5月9日(月) 14:30～16:30	東区プラザ
秋葉区 南 区		平成28年5月18日(水) 14:30～16:30	秋葉区役所
中央区 西 区 西蒲区		平成28年5月19日(木) 14:30～16:30	音楽文化会館

② 第2回地域と学校パートナーシップ事業研修

対象校	対象者	日時	会場
小学校 特別支援学校	学校担当者	平成28年11月28日(月) 14:30～16:30	新潟ユニゾン プラザ
中学校 中等教育学校	地域教育コーディネーター	平成28年12月6日(火) 14:30～16:30	黒崎市民会館

③ 新任コーディネーター研修

回	対象者	日時	会場
第1回	新任地域教育コーディネーター	平成28年4月27日(水) 14:30～16:30	東区プラザ
第2回		平成29年1月18日(水) 14:30～16:30	白山浦庁舎

(5) 教職員対象の研修

	研修会名	開催月	対象	講師
1	新任教頭研修	4月	新任教頭	地域教育推進課 課長
2	12年経験者研修	8月	教職員	地域教育推進課 指導主事
3	新任転入事務職員研修	11月	新人事務職員	地域教育推進課 指導主事
4	初任者研修	12月	教職員	地域教育推進課 指導主事

# (仮称) 国際青少年センター・(仮称) 芸術創造ファクトリー基本計画概要

## 1 理 念

新潟市教育ビジョン＝「心豊かな子ども」を育むためには、集団での活動の中で、目標をもって様々な体験活動などにチャレンジする場が必要

新潟市文化創造都市ビジョン＝文化芸術は、新たなまちの魅力作り、次代を担う若い世代を支援

市民と行政が一体となり、青少年健全育成と文化芸術活動にかかる様々なプログラムの展開と支援・交流のための施設を整備することにより、感性を磨き心豊かな子どもの育成及び次代を担うアーティスト・クリエイターの育成を図ります。

## 2 機能・内容 ※複合機能＝国際青少年センターと芸術創造ファクトリーの機能として相互利用

機 能	内 容
宿泊・研修 (複合機能含む)	<u>青少年の利用団体が集団宿泊体験や交流を通して、自立・協働・ボランティア等を学べる、宿泊・研修の場</u> ・ 宿泊室・食堂(カフェ)・浴室・多目的スペース・談話室
体験活動支援 (複合機能含む)	<u>海や松林等地の利を活かしたプログラムや芸術創造など、特色ある様々な学習プログラムが体験できる場</u> ・ 野外炊飯場・体育館・工作室・音楽室・調理室・クリエイティブスタジオ ・ 工房・ギャラリースペース
国際交流 (複合機能)	<u>異なる文化を持つ諸外国の人々と新潟市の青少年との交流の場</u> ・ ワークショップスペース ・ 和室・コミュニティスペース
創作活動 (複合機能含む)	<u>国内外を問わず、アーティスト・クリエイターの創作活動・情報発信の場、異なるジャンルの創作活動による新たな文化芸術の創造の場</u> ・ 工房・ギャラリースペース・工作室・クリエイティブスタジオ
新潟文化の紹介	<u>新潟市ならではの文化・芸術を体感できる場</u> ・ 水と土の芸術祭アーカイブ兼ギャラリースペース
市民交流 (複合機能)	<u>施設利用者や市民の相互交流の場</u> ・ 和室・コミュニティスペース
その他	・ 野外炊事場 ※避難所指定は、施設の内容により市担当部署で検討し指定する。

※食堂(カフェ)については、形態を含め要検討

### 3 主な整備方針

#### (1) 事前調査等

- ・既存施設の詳細調査（建築・設備・外構）を実施し、改修内容及び手法を検討する。

#### (2) 建築改修計画方針

- ・内装の改修は、可能な限り現状のまま利用し、撤去は最小限に留める。
- ・エレベーターを新設する。
- ・サインも含めてユニバーサルデザインに考慮する。
- ・芸術活動や教育プログラムとの連携を考慮した改修工事の内容を検討する。

#### (3) 設備改修計画方針

- ・可能な限り既存設備を再利用する。
- ・イニシャルコストとランニングコストの比較検討を行い、省エネルギー及び維持管理性に優れた設備を採用する。
- ・複合施設における利用者区分を管理できる設備を検討する。
- ・再生可能エネルギー設備の設置を検討する。
- ・利用状況や省エネルギーに対応した冷暖房設備を検討する。

#### (4) 外構計画方針

- ・大型バスの発着を考慮した駐車場、駐輪場を整備する。

### 4 スケジュール

平成 27 年度 基本構想・基本計画策定

基本構想パブリックコメント実施（H27.12.28～H28.1.27）

平成 28 年度 基本・実施設計

平成 29 年度 改修工事

平成 30 年度 施設供用開始（大畑少年センターは、新施設オープンまで開館予定）

平成 28 年 6 月 2 日

新潟市教科用図書審議委員長 様

新潟市教育委員会  
教育長 前田 秀子

平成 29 年度使用教科用図書に関する資料の作成について（諮問）

このことについて、下記のとおり諮問いたしますので、調査審議の上、答申賜りますようお願いいたします。

## 記

### 1 諮問事項

平成 29 年度使用教科用図書に関する資料の作成について

### 2 諮問理由

平成 29 年度新潟市立特別支援学校及び新潟市立学校特別支援学級において使用する一般図書採択の適正な実施を図るため、教育委員会が採択する際に参考となる資料の作成について諮問します。

#### 教科用図書の採択基準について

下記に基づき、新潟市や学校の実態及び児童生徒の心身や学力の実態による教育的必要性を的確にとらえ、最も適していると判断される教科用図書を採択する。

特別支援学校・学級において平成 29 年度に使用する一般図書については、「一般図書一覧（平成 29 年度）」に登載されている図書のうちから、教科の主たる教材としての内容を具備した教育上適切であると判断されるものを採択する。採択に当たっては、次の点に配慮して綿密な調査研究を行う。

- ① 学習指導要領の目標や内容等を十分に踏まえること。
- ② 新潟市における特別支援教育の課題や重点を踏まえること。
- ③ 県教育委員会が提供する「研究資料」を参酌すること。

## 新潟市教科用図書審議委員の委嘱について

学校支援課

非公開での報告を予定しており、資料は関係者のみ報告時に配布し、回収いたします。

## 新潟市教科用図書審議委員会設置要綱

新潟市教育委員会

### (設 置)

第1条 新潟市教育委員会に、「新潟市教科用図書審議委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

### (任 務)

第2条 委員会は、教科用図書について調査研究を行なうとともに、教育委員会からの諮問に応じ、答申するものとする。

### (組 織)

第3条 委員会は、小学校長、中学校長、特別支援学校長、高志中等教育学校長、教科に造詣の深い教員及び児童生徒の保護者代表を含む一般有識者からなる委員をもって組織し、教育委員会が委嘱する。

2 委員会内に教科用図書採択の年度に応じて、小学校教科用図書審議会、中学校教科用図書審議会、特別支援教育教科用図書審議会、高志中等教育学校前期課程教科用図書審議会を組織する。

### (役 員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- ① 委員長 1人
- ② 副委員長 1人
- ③ 審議会代表 小学校教科用図書審議会、中学校教科用図書審議会、特別支援教育教科用図書審議会、高志中等教育学校前期課程教科用図書審議会 各1人

2 委員長は、委員会を招集し会議をつかさどる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

4 審議会代表は、審議会を招集し会議をつかさどる。

5 委員長、副委員長は委員の互選によって決める。

6 審議会代表は、委員長が委嘱する。

### (研究調査)

第5条 委員会に教科用図書の専門的事項を調査研究させるため、調査部を設置し、必要数の調査員を置く。

2 調査員は、小学校、中学校、特別支援学校、高志中等教育学校の校長及び教員の中から



選ぶものとし、委員会の推薦に基づき教育委員会が委嘱する。

- 3 特別支援教育教科用図書調査員については、必要に応じて保護者の代表を加えることができる。

(委員等の任期)

第6条 委員等の任期は、当該年度末までとする。ただし、再任は妨げない。

(事務局)

第7条 この委員会の庶務に関する事項は、学校支援課において行なう。

附 則

この要綱は平成13年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 「新潟市立高志中等教育学校前期課程平成24年度使用教科用図書選定委員会設置要綱」は廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## いじめに関する事案について

学校支援課

非公開での報告を予定しており、資料は関係者のみ報告時に配布し、回収いたします。